

介護ロボット導入事業・介護ロボット通信機器等導入事業に係る注意事項

1. 事業の目的

介護ロボット等の導入により、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整備することを目的とします。

2. 介護ロボット機器等とは（例示）※詳細は手引きをご覧ください。

介護ロボット

- ①移動支援介護ロボット、移乗支援介護ロボット、排泄支援介護ロボット、入浴支援介護ロボット、見守り支援介護ロボット、コミュニケーション支援介護ロボット

介護ロボット通信機器等

- ②Wi-Fi 機器（見守り支援介護ロボットを通信ネットワークに接続することを可能とする機器）
③インカム（見守り支援介護ロボットの使用により得られた情報を即時に伝達することを可能とする機器）
④タブレット端末（見守り支援介護ロボットと連携するために使用すること）
⑤介護ソフト（見守り支援介護ロボットと連携が可能であり、介護サービス事務を一貫して処理できるソフトウェア）
⑥ウェアラブル機器（バイタル測定器と連携し、測定器から得られた情報を取得することで、その情報を介護ソフトに送信することが可能な機器）
⑦見守り支援介護ロボットと介護ソフトを繋ぐゲートウェイ装置・ソフトウェア・クラウドサービス
⑧バイタル測定器（タブレット端末またはウェアラブル機器に脈拍等の情報を送信することが可能な機器）

3. 補助対象事業 ※詳細は手引きをご覧ください。

（1）介護ロボット導入事業

→2の①を導入する事業

（2）介護ロボット通信機器等導入事業

→ア. 2の②、③、④、⑤、⑥、⑦を導入する事業

イ. 2の⑤に合わせて2の⑧を導入する事業

ウ. 既に2の⑤を導入済みであり、2の⑧を導入する事業

【ポイント】以下のものは補助対象外です！！

- ・オンライン面会のみ使用するタブレット端末の導入
- ・事業所に備え付けるパソコンの導入
- ・センサー機能のない機器

※国立研究開発法人日本医療研究開発機構の実施に係る「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25～29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）

に採択されている場合を除く。

4. その他

- (1) 介護ロボット導入事業・介護ロボット通信機器等導入事業の申請にあたっては、介護ロボット（導入済みの内容を含む）の詳細がわかる資料を添付してください。
- (2) 各種別の介護ロボットの定義については「『ロボット技術の介護利用における重点分野』の定義」（別添／国資料）をご確認ください。
- (3) 補助率3／4を適用する場合は、次の内容をご確認ください。

要件1

介護ロボットの導入にあたり、見守り支援介護ロボット、インカム、スマートフォン、介護ソフトの全てを活用し、介護ロボットと連携することによって、介護従事者の人員の配置を効率化するための体制を整備するとともに介護サービスの質の維持及び向上または介護従事者の賃金の向上等処遇改善に取り組む事業所

○導入を予定している機器が、見守り支援介護ロボット、インカム、スマートフォン、介護ソフトと連携していることが分かるように導入計画書にご記載ください。（見守り支援介護ロボットを導入する場合も要件1として取り扱うことができます。）

○「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>）を参考にしつつ、従前の介護職員等の人員体制、介護ロボット導入後に見込む介護職員等の人員体制、利用者のケアの質の確保や介護従事者の賃金の向上等処遇改善に資する取組について導入計画書にご記載ください。

要件2

通信機器等の導入にあたり、見守り支援介護ロボット、インカム、スマートフォン、介護ソフトの全てを活用し、介護ロボットと連携することによって、介護従事者の人員の配置を効率化するための体制を整備するとともに介護サービスの質の維持及び向上または介護従事者の賃金の向上等処遇改善に取り組む事業所

○導入を予定している通信機器等が、見守り支援介護ロボット、インカム、スマートフォン、介護ソフトと連携していることが分かるように導入計画書にご記載ください。

○「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>）を参考にしつつ、従前の介護職員等の人員体制、通信機器等導入後に見込む介護職員等の人員体制、利用者のケアの質や介護従事者の賃金の向上等処遇改善に資する取組について導入計画書にご記載ください。

- (4) 介護ロボット通信機器等導入事業については、1事業所につき1回のみの補助となっておりますので、過去に同補助金で介護ロボット通信機器等導入事業を活用された事業所は同事業を申請することができませんのでご注意ください。

※介護ロボット導入事業については申請することは可能です。

(5) 本補助金において介護ロボット等を導入した介護事業所は、京都府への導入効果の報告とは別に導入翌年度に厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式にて、導入製品の内容や導入効果等を報告（導入後、別途案内。）してください。